

呉市会計年度任用職員（給食配送員） 募集案内

令和2年度から会計年度任用職員として音戸学校給食共同調理場で勤務していただける方を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

これまで、臨時的任用（臨時職員）や嘱託職員として任用してきた事務補助などの職種について、制度改正によって、会計年度任用職員として任用することとなります。

申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申し込みできません

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用までの流れ

1. 「会計年度任用職員任用申込書」を呉市教育委員会に提出します（随時）。
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 各職場において、人材が必要となった場合に、面接等のご連絡をします。
4. 各職場において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この登録者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

申込み方法

別紙の「会計年度任用職員任用申込書」を呉市教育委員会教育総務課に提出してください。郵送でも、直接持参でも結構で、随時受付しています（土、日、祝日等を除く月～金曜日。8:30～17:15）。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市教育委員会教育総務課（呉市役所8階）

電話：0823-25-3444, 3483（直通）

勤務条件等

任用根拠	・ 地方公務員法第22条の2第1項（令和2年4月1日以降）
募集職種	・ 給食配送員
報酬	・ 1時間あたり：981円 ※一定の要件を満たす場合、通勤手当があります。
勤務時間	・ 給食を実施する日の月曜日から金曜日までのうち1日4時間30分以内 ・ 始業時間8時00分から終業時間16時30分の間（休憩時間45分を含む。）の時間で勤務時間を割り振ります。 【基本的な勤務形態】 ・ 勤務日：月曜日から金曜日までの5日 ・ 勤務時間：9時30分から15時00分までの4時間30分（休憩時間45分を含む。）
休日	・ 原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ・ 勤務が割り振られない日
休暇	・ 年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	・ 音戸学校給食共同調理場
任用期間	・ 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合は、選考の上、再度任用することがあります。
試用期間	・ 1月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	・ 雇用保険、公務災害補償等 ※一定の要件を満たす場合に加入します。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されませんので、兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合等を除いては、兼業を行うことができます。

その他

- 職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしませんので、ご了承ください。
- 台帳登録の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります。（令和2年度の申込みの場合は令和3年3月31日が有効期間となります。）
- ご提出いただいた登録用紙は、個人情報として厳正に取り扱います。
※申請後の申込書については、返却いたしませんので、ご了承ください。